

源泉所得税の年末調整事務相談会の開催について

給与所得者の年末調整事務について、下記のとおり相談会を開催することになりました。

つきましては、ご自身であらかじめご記入できる欄（給与所得者の名前・住所、支払日、支払金額など）についてはご記入の上、ご来会くださいますようお願い申し上げます。

開催日	平成31年1月11日(金)、15日(火)、16日(水)
時間	10時00分～16時00分（12時～13時は除く）
開催場所	福生市商工会 研修室等

※納期の特例の承認を受けている場合の納期限は1月21日(月)です。

※納付額が発生する場合、金融機関の営業時間内にお支払いできるよう早めにご来会くださいますようお願いいたします。

□次の資料及び証明書等を必ずご用意ください。

- ・所得税源泉徴収簿（平成30年分）
- ・源泉徴収税の納付書（税務署から送付される年末調整の封書の中に同封）
- ・扶養控除等（異動）申告書（平成30年分）
- ・保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書（平成30年分）（該当者）
- ・国民年金保険料控除証明書（該当者）
- ・生命保険等控除証明書、地震保険等控除証明書（該当者）
- ・国民健康保険の支払金額（該当者）（※事前に市役所等でご確認ください）
- ・小規模企業共済等掛金支払額証明書（該当者）
- ・住宅取得等特別控除申告書に関連する書類（該当者）
- ・前年分(平成29年分)年末調整関係書類
- ・その他年末調整関係書類
- ・印鑑（念のため）

- ・扶養控除等異動申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載を行わないでご持参を頂きますようお願い致します。既に記載がある場合は、原本をコピーし、マイナンバー（個人番号）の記載部分を完全に塗りつぶすなどして、個人番号を完全に閲覧できない状態でご持参ください。
- ・給与支払報告書（税務署・市町村役場）の個人番号欄は記載しない状態でご持参ください。作成支援後に、商工会事務所とは別の場所で事業主様が記載し、ご提出（税務署・市町村役場）をお願いいたします。

***当会では、マイナンバー(個人番号)を取扱いすることができません。**

事業所得者の所得税・消費税確定申告相談会について

平成30年分（平成30年1月1日から12月31日まで）の事業所得者等の所得税確定申告は、平成31年2月15日から3月15日まで、個人事業主の消費税確定申告は平成31年2月15日から4月1日（月）までとなっております。

福生市商工会では、例年どおり「事業所得者の所得税・消費税確定申告相談会」を開催いたします。なお、詳細につきましては、後日あらためてご通知させていただきます。

お問合せ 福生市商工会 ☎551-2927